

## 沖縄県税務事務トータルシステムに係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(案)の概要

### 1 評価書名 沖縄県税務事務トータルシステム 全項目評価書 (案)

### 2 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

沖縄県は、県税の賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

※特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

### 3 項目一覧

#### I 基本情報

(別添1) 事務の内容

#### II 特定個人情報ファイルの概要

(別添2) 特定個人情報ファイルの概要

#### III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

#### IV その他のリスク対策

#### V 開示請求、問合せ

#### VI 評価実施手続

(別添3) 変更箇所

### 4 基本情報

#### (1) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

ア 事務の名称 県税の賦課徴収事務

イ 事務の内容

地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例（以下「地方税法等」という。）のうち県税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。

納税義務者等からの申告及び届出又は調査結果により課税し、納税通知書等を送付するとともに、納税者義務者等が納付した税を県の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は、超過額を還付し、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行い、その後、滞納整理を行う。また、納税義務者等の情報を一意に特定するため個人番号等を利用した名寄せを行う。

ウ 対象人数 30万人以上

- (2) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム  
沖縄県税務事務トータルシステム（税務システム）  
（関連するシステム：統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、国税連携システム、沖縄県滞納整理支援システム、KRシステム及び国税申告検索（KJ）システム）

## 5 特定個人情報ファイルの概要

- (1) 特定個人情報ファイル名 沖縄県税務事務トータルシステムデータベースファイル
- (2) 対象となる本人の数 100 万人以上
- (3) 対象となる本人の範囲 納税義務者及び課税調査対象者
- (4) 主な記録項目 個人番号、その他識別情報(内部番号)、氏名、生年月日、住所、連絡先、国税関係情報、地方税関係情報、障害福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報
- (5) 保有開始日 平成 27 年 10 月

## 6 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

- (1) 特定個人情報の入手  
本人が提出する書面等は地方税法等に基づく手続に必要な事項を記入する様式となっており、地方税の賦課徴収に必要な情報しか入手することができない。また、職員等に対し個人番号の記載は、認められた様式のみとする旨の規定を周知することにより、不適切な方法での入手を防止する。
- (2) 特定個人情報の使用  
税務システムは、端末、ユーザ I D、パスワードの認証を行い、利用を制限している。職員等は、携わる業務により必要最小限のアクセス権限を付与されている。ユーザ I D 及びアクセス権限は年 1 回以上棚卸しを行い、不要なユーザ I D 及びアクセス権限が残らないよう措置している。また、個人番号の操作記録を残し、不正な使用がないことを確認している。
- (3) 特定個人情報ファイルの取扱いの委託  
特定個人情報ファイルの取扱いを委託する場合は、委託事業者に特定個人情報ファイルの適正な取扱い及び取扱い状況の報告を義務付けている。
- (4) 特定個人情報ファイルの提供・移転  
特定個人情報の提供・移転は、法令等で認められたもののみに限定し、提供・移転に際しては安全な措置が確保されていることを確認の上、その提供・移転の記録を 7 年間保管する。
- (5) 特定個人情報の保管・消去  
税務システムのサーバー機器等及びバックアップデータは、I C カード等による入

退室管理等セキュリティが確保されたデータセンター内で管理されている。特定個人情報ファイルは、地方税法等に定められた期間保存し、保存期間が経過した情報は、復元等ができないよう消去する措置を講じている。

## 7 その他のリスク対策

### (1) 監査

沖縄県税務事務取扱要領に基づき県税事務所等及び自動車税事務所の長が行う県税に関する事務について、毎年1回以上その執行状況を調査している。また、評価書記載どおりの運用がなされているか毎年1回以上の点検を実施する。

### (2) 従業者に対する教育・啓発

特定個人情報の適切な取扱いを維持・推進するため、職員に対し特定個人情報の取扱いに関する規定等について啓発を行う。また、職員を対象とする教育・訓練計画を策定し、実施することとしている。

## 8 開示請求、問合せ

### (1) 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

- ア 請求先 沖縄県総務部総務私学課行政情報センター (TEL:098-866-2139)
- イ 請求方法 沖縄県個人情報保護条例第14条、第29条、第37条に基づき、必要事項を記載した書面等を請求窓口に提出する。

### (2) 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

- ア 連絡先 沖縄県総務部税務課 (TEL:098-866-2101)

## 9 評価実施手続

しきい値判断については令和7年8月15日に実施済みであり、しきい値判断の結果、基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる。

県民からの意見の聴取については、令和7年9月19日(金)から同年10月20日(月)までの32日間に、沖縄県県民意見公募に準じて実施する。